

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(株式会社 APAhouse)

1 事業実施の方針

・住宅確保要配慮者へ居住支援法人がサポートしていくことにより、賃貸物件のオーナーが、安心して住宅確保用配慮者との賃貸借契約を締結し、賃貸借が継続できるようにサポートしていく。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まい探しに係る相談 ② 不動産店への同行による入居支援 ③ サブリース月 30千円～80千円 ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額	①事務所 ②③行橋市内、北九州市内	① 3人 ② 3人 ③ 3人	住宅確保要配慮者 全般 ① 24人 ② 12人 ③ 3人	480
法第62条第三号に掲げる業務	①定期的な訪問による見守り 月2千円 週2回訪問 ※所得水準・生活状況に応じて減免措置あり ②家事・買い物など日常生活支援 500円/1回(定期的な訪問時に実施)	行橋市内、北九州市内	3人	①住宅確保要配慮者全般6人 ②障害者・高齢者など3人	240
法第62条第四号に掲げる業務	居住支援法人の活動に係る賃貸人向け説明	行橋市内、北九州市内	3人	賃貸人等 5人	10

法第 62 条 第五号に掲げる業務					
法第 62 条 第六号に掲げる業務	居住サポート住宅を考える研修会の開催	北九州市	3人	賃貸人等5人	10

<p>連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市居住支援協議会に構成員として参加 ・協議会への意見交換を行う ・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加 ・協議会への意見交換を行う ・行橋市との居住支援協議会設置の意見交換を行う
<p>連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する ・債務保証会社と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証審査を行う ・更生保護施設と連携し、出所者の自立先の調整・確保や緊急連絡先の引き受けを行う
<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加 ・居住支援全国サミットに参加 ・社会福祉士及び介護福祉士などの資格試験に挑戦できるように勉強会等を開催しスキルアップに個々人が勉強に励む環境を整える。

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。

